

東みよし町 事務事業評価シート

評価年度	令和5年度	事業年度	令和4年度
------	-------	------	-------

1 事務事業の概要

事務事業名	滞納町税徴収事務		整理番号	1304-010		
第2次 総合計画体系	政策目標	6 みんなで支え合うまち	担当部署	税務課		
	分野別施策	6 自立した公共経営の推進	所属長	逸見 雅信		
	主な施策	1 財政運営の健全化	電話番号	82-6304		
根拠法令等	地方税法 国税徴収法 東みよし町税条例					
事業実施方法区分	<input checked="" type="checkbox"/> 町直営	<input type="checkbox"/> 全部委託	<input type="checkbox"/> 一部委託	<input type="checkbox"/> 指定管理	<input type="checkbox"/> 補助金等	
事業継続年数	事業開始年度	不明	<input type="checkbox"/> 5年以内	<input type="checkbox"/> 6年～10年	<input type="checkbox"/> 11年～20年	<input checked="" type="checkbox"/> 21年以上

2 事務事業の目的・内容・成果

事務事業の対象 具体的に誰(なに)を	滞納者に対して、滞納処分と納税の猶予を適切に実施し、滞納早期段階から滞納整理に着手する。	対象者	納付期限経過後未納の者を含む滞納者
事務事業の目的 どのような状態にしたいのか	滞納処分と納税の猶予を適切に実施し、税負担の公平化を実現する。		
事務事業の内容 どのような方法・手段で 事務事業を行ったか	<p>督促状送付後、引き続き滞納状態にある者について催告書を送付する。 滞納早期段階から納税相談の周知を行い、納税の猶予制度に基づいた分割納付を実施する。 国税徴収法第141条の規定により財産調査を実施する。 財産調査の結果判明した、差押可能財産について滞納処分を執行する。</p> <p><他団体との協力事務> 徳島県との共同催告書送付(令和4年度2回実施) 法48条規定による個人町県民税の徴取引継(令和4年度引継者数11名) 徳島滞納整理機構への徴収権移管(令和4年度移管者数16名)</p>		
事務事業の成果 結果・実績はどうか	<p>調定額 1,564,352,644円(現年課税分 1,520,856,959円 滞納繰越分 43,495,685円) 収納済額 1,517,461,386円(現年課税分 1,507,744,449円 滞納繰越分 9,716,937円) 収入未済額 46,891,258円(現年課税分 13,112,510円 滞納繰越分 33,778,748円) 徴収率 97.0%(現年課税分 99.1% 滞納繰越分 22.3%) <※令和3年度 96.6%(現年課税分 99.2% 滞納繰越分 30.6%)> 滞納繰越額 42,318,095円(現年課税分 12,863,710円 滞納繰越分 29,454,385円) <※令和3年度 43,385,605円(現年課税分 12,403,059円 滞納繰越分 30,982,546円)> 差押(交付要求含)件数・本税取立額 21件・270,088円 <※令和3年度 6件・120,000円></p>		
特記事項	差押件数には、他団体への引継・移管中の差押件数を含まない。		

3 事業費の推移と評価対象年度経費

	令和3年度		令和4年度(評価対象年度)		令和5年度(見込)				
事業費【(a)～(e)の合計】	359,647	うち繰越分↓ 0	268,715	うち繰越分↓ 0	470,000	うち繰越分↓ 0			
財源内訳	国庫支出金(a)	うち繰越分↓		うち繰越分↓		うち繰越分↓			
	県支出金(b)	うち繰越分↓		うち繰越分↓		うち繰越分↓			
	地方債(c)	うち繰越分↓		うち繰越分↓		うち繰越分↓			
	その他(d)	うち繰越分↓		うち繰越分↓		うち繰越分↓			
	うち受益者負担	うち繰越分↓		うち繰越分↓		うち繰越分↓			
	一般財源(e)	359,647	うち繰越分↓	268,715	うち繰越分↓	470,000	うち繰越分↓		
特定財源の名称・金額									
令和4年度 経費の内訳 事務事業に係る経費の詳細	予算科目(歳出区分)	会計 1	一般会計	款 2	総務費	項 2	徴税费	目 2	賦課徴収費
	需用費 233,751円(消耗品費 117,151円 印刷製本費 116,600円) 役務費(通信運搬費) 34,964円								
備考									